

桜丘国際日本語学校学費返金規定

この規定は、桜丘国際日本語学校が入学を許可した者で、かつ在留資格申請をしている場合において、学費の返金に関する事項について定めたものである。

(原則)

1. 学費の返金は、学生本人もしくは経費支弁者を通して行われる。
2. 学費の返金の際にかかる振込手数料は、受取人の負担とする。
3. 稟議を経て承認された場合、以下の返金規定に基づいて返金処理が行われる。

ケース1：在留資格申請書類提出後のキャンセルの場合

「在留資格認定書」の交付、不交付に関わらず、選考料は返金しない。

ケース2：入国管理局から「在留資格認定証明書」交付後で、学費支払い前のキャンセルの場合

選考料は返金しない。

ケース3：入国管理局から「在留資格認定証明書」交付後で学費支払い後、かつ授業開始前にキャンセルした場合

- ア. 選考料及び入学金は返金しない。
- イ. 「入学辞退届」の提出をもって入学辞退の受付とする。
「入学辞退届」「在留資格認定証明書」及び「入学許可書」を返却後、アに掲げた選考料及び入学金を引いた学費を返金する。

ケース4：留学ビザを取得した後、来日以前に入学を辞退した場合

- ア. 選考料及び入学金は返金しない。
- イ. 授業料は当校職員によって、入国ビザが未使用で、かつ失効が確認でき、「入学許可書」が返却された後に返金する。

ケース5：日本大使館・領事館よりビザ発給が拒否された場合

- ア. 選考料及び入学金は返金しない。
- イ. 「入学許可書」が返却された後に選考料・入学金を引いた金額を返金する。

ケース6：留学ビザを使用して来日し、入学前にキャンセルする場合

- ア. 選考料及び入学金は返金しない。
- イ. 入学許可書を返却後に選考料・入学金を引いた金額を、完全に帰国が確認できた後に返金する。

ケース7：授業開始後のキャンセル（退学）の場合

返金対象費用：授業料（その他の諸経費は対象外）

対象条件：①総出席率が85%以上でかつ、N4以上の日本語能力が証明されること

②正当な退学理由で、退学届けが提出されていること

A. 進学による途中退学

（但し、進学に他の日本語学校機関への転校は含まず、返金対象から除外する。）

1) 1年未満の在籍者

進学先の入学許可書の提出を確認後、退学月を除く残りの月数の授業料の60%を返金する。（但し退学日から進学先の入学までの期間は1か月以内とする。）※

2) 1年以上の在籍者

進学先の入学許可書の提出を確認後、2年目の学費に関して退学月を除く残りの月数の授業料を返金する。※

（但し退学日から進学先の入学までの期間は1か月以内とする。）

※成績優秀者で、学費が一部免除となった場合、予定返金額から免除額を控除した額を返金することとする。

B. ビザ変更もしくは帰国退学

1) 1年未満の在籍者

新しいビザ情報の提示もしくは、完全に帰国の確認後、入学から退学月の期間の費用を除いた返金対象額（月単位で費用を算出）の20%を返金する。

2) 1年以上の在籍者

新しいビザ情報の提示もしくは、完全に帰国の確認後、2年目の学費に関して退学月を除く残りの月数の授業料の50%を返金する。

ケース8：法律を破り強制送還された場合や、除籍処分となった場合

一切返金しない。

ケース9：来日が遅れた場合

一切返金しない。

ケース10：天災・事故・感染症・交通機関のストライキや気象状況等で、交通機関が止ま

る恐れがあることにより休校、または授業（課外活動を含む）を中止した場合

免責とし、授業料の返金はしない。